



男女共同参画でよく使われる用語

●男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮する事が出来る社会のことです。

●固定的な性別役割分担意識とは？

「男は仕事、女は家庭」に表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが自然だとする固定観念をいいます。

●エンパワーメントとは？

「力をつける」という意味で、経済的に自立する力、経済や経営に参画する力、国際社会で活躍する力など様々な場面で女性が判断力や行動を培い、蓄えることをいいます。これまで、政策決定や意思決定の面で十分に力を出せない状態にあった女性一人ひとりが、潜在的に持っている自分の力を自覚し、それを伸ばすことにより、様々な分野で力を発揮していくことです。

●セクシュアル・ハラスメントとは？

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。

●家族経営協定とは？

農業等の経営を担っている家族のみんなが話し合っ、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等について文書で取り決めることをいいます。

●「参加」と「参画」の違いは？

参加は仲間に加わること。参画は単に参加しているだけでなく、積極的に主体的に参加する意味でとらえます。狭い意味では企画や決定に関わり意見を反映させていく意味です。

●「社会的性別(ジェンダー)」とは？

人間は生まれつきの生物学的性別 (SEX) があります。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別 (ジェンダー)」といいます。「社会的性別」は、良い悪いの価値を含むものではなく国際的にも使われています。



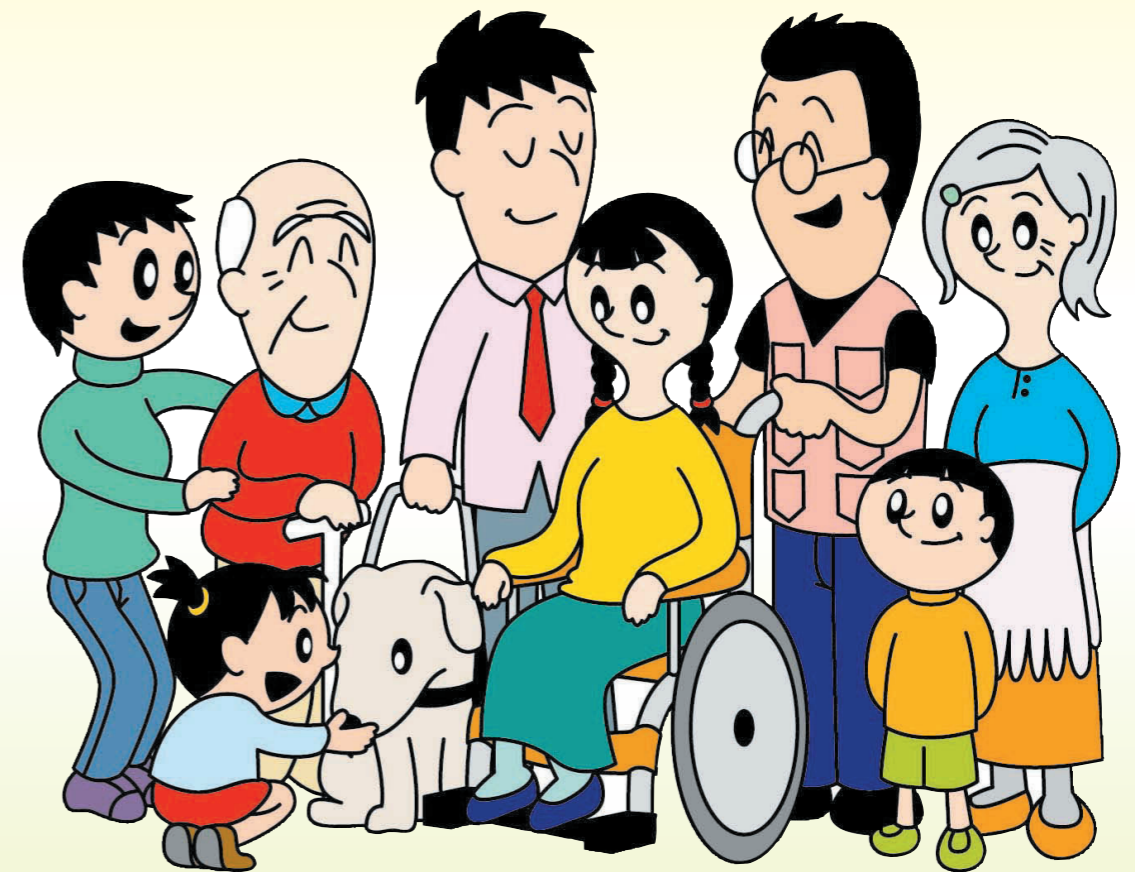
七戸町男女共同参画基本計画《概要版》平成21年3月発行

七戸町企画財政課
〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
TEL 0176-68-2111 (代表) FAX 0176-68-2804

七戸町男女共同参画基本計画

概要版

心と心をつなぐ思いやりのある暮らし



青森県七戸町



七戸町男女共同参画基本計画



● 計画策定の趣旨

男性や女性に関係なく一人ひとりが持っている個性を大切にしながら、パートナーを思いやり、家庭や地域、職場などさまざまな場面で共に支え合い安心して暮らせるまちづくりをめざして「七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

● 基本理念

「心豊かで思いやりのある男女共同参画社会の実現をめざして」

町民一人ひとりが、お互いを尊重しあい性別に関係なく心豊かな生活を送るためには、相手を思いやるやさしい心を持つことがとても重要であり、そのことがみんなの幸せにつながります。この基本理念に基づき、町では3つの基本目標をかかげ男女共同参画社会の実現をめざします。

● 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間

● どうして男女共同参画社会が必要なのでしょうか？

憲法で「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれ、関連法令などが整備されてきたにもかかわらず、現実には「男だから、女だから」という理由だけで、したいことができなかったり、仕事や役割がかたよっていたりする状況がいまだに存在します。

また、性別などに基づく差別や暴力も見られます。法律などが整っても、社会の制度や慣行の中に、個人の尊重が不十分な面や、性別による固定的な役割分担意識が強かったりする面があって、それが性別などにかかわりなくすべての人がいきいきと暮らせる社会の実現をはばんでいるといわれています。

また、今後少子高齢化が急速に進み、社会の担い手が少なくなっていくことが予想される中で、性別にかかわりなく一人ひとりがその能力や個性を十分発揮することができ、責任も分かち合う社会づくりを進めていくことがとても大事になっています。

3つの基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画の視点に立って、これまでの社会制度や習慣を見直し意識改革を進めます。

◎基本施策

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革
- 2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実
- 3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

男女ともに能力を十分発揮できるように、職場・家庭・地域において相互理解と自分らしい生き方を選択できる環境づくりに努めます。

◎基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 職場における男女共同参画の促進
- 3 農林業・自営業における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

女性に対するあらゆる暴力をゆるさない環境づくり、高齢者・障害者・外国人に対して心身ともに健康に生活できる環境づくりに努めます。

◎基本施策

- 1 仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）
- 2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯を通じた男女の健康支援
- 5 外国人女性への支援

